

## わいせつな行為の根絶（校内ルール）

（１）生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で１対１にならない。

（小窓等を通して外から見えるところで行う。生徒指導上やむお得不い場合は管理職に相談する）

（２）教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。

- ・ドアの小窓にポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
- ・部屋を一人の教職員が管理しないよう鍵を職員室、事務室で管理する。

（３）私的な電話、メール、SNS等によるやりとりはしない。

（４）生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。

（５）教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。

（６）教育目的以外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問することはしない。

（７）わいせつ行為が疑われるときはもとより、部屋管理が不適切であったり指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく管理職に報告する。あるいはスクールハラスメント相談委員会へ連絡をする。

### 相談窓口

- 学校 スクールハラスメント相談  
TEL0267-92-2063（誰にでも相談できます。）
- 学校外
  - ・子どもの人権110番 TEL0120-007-110
  - ・チャイルドライン TEL0120-99-7777
  - ・長野県教育委員会 TEL026-235-7430
  - ・子どもの権利支援センター TEL026-235-7458
  - ・総合教育センター相談専用 TEL0263-53-8811